

## 地震発生時の対応

(出典：予防規程（本編）、別添え2)

### 1 震災時の活動計画

項 目	内 容
震災時の自衛消防活動	① 火災時の自衛消防隊編成による活動を原則とする。 ② この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。
緊急地震速報の活用	① 緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について勤務員等に周知しておき、有効に活用する。 ② 緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。
出火防止対策	① 火気設備・器具付近にいる勤務員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。 ② 二次災害の予防のため、建物や火気設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
危険物等に対する緊急措置	危険物、毒物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊により応急措置を行い、消防機関その他関係者に連絡する。
初期消火	火災発見者は、周囲の者に大声で知らせ、任務分担に基づく活動を開始する。自衛消防隊員は消防用設備等を活用し、初期消火を行う。
初期救助・救護	要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせ、周囲の者や救出救護班と協力して初期救助・救護を行う。
被害状況の確認	施設内の被害状況を確認する。 災害関連情報等を収集し、施設周辺の被害状況等を確認する。
施設内待機の判断	所長は、施設内外の被害状況を把握し、施設内で待機できるかを判断する。
施設内待機の指示	施設内待機が可能と判断された場合には、「むやみに移動を開始しない」ことを勤務員等に徹底する。
必要な情報の把握と指示	自衛消防隊長は、施設内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底し、混乱防止のため在館者に適切な指示を行う。
避難場所への誘導	施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに勤務員等を誘導する。 危険が予想される場合は、迅速に避難することとし、在館者等を避難場所へ誘導するときは、順路、被害状況等について説明する。
周辺地域と連携した活動の実施	所長は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。
勤務員の安否確認	安否確認者(班)は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに勤務員の安否確認を実施する。
家族等の安否確認	勤務員は、家族等の安否を確認し、安否確認者(班)に報告する。
勤務員の帰宅	災害状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、勤務員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画に基づき、方面別に集団で帰宅を実施する。

## 2 施設再開までの復旧計画

項 目	内 容
ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策	ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。
火気・電気に起因する二次災害の発生防止	火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
危険物に起因する二次災害の発生防止	危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移動又は立入禁止措置を行う。
消防用設備等の使用可否の把握	二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握し、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
復旧作業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 復旧作業者に対する出火防止等の教育を徹底する。</li> <li>② 復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、勤務員及びその他保安業務に従事する者に周知徹底する。</li> <li>③ 復旧作業しながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。</li> </ul>